

生徒心得

鳥取県立八頭高等学校の生徒は、本校生徒としての本分を自覚し、教育方針に基づいて克己盡力の気風を養い、真摯で明朗な校風を築くよう努力しよう。

1 礼儀

常に礼儀をわきまえ、良識をもって行動し、秩序ある生活をしよう。

常に挨拶を忘れず、言葉遣いや態度には十分気をつけ、高校生としての品位を損なわないようにしよう。

2 服装

服装は本校生徒にふさわしく質素・端正・清潔であるよう日常的に整備し、流行に流され、華美にならないようにしましょう。

3 交友

ア 校内外の交際はお互いに人格を尊重し合い、明朗な交際をし、よき友情を育てよう。
イ どのような暴力も一切認めず、常に話し合いで解決しよう。

4 校内生活

- ア 遅刻をしないようにしよう。
- イ 登校後は校外に出ないようにしよう。止むを得ない場合は担任の許可を得よう。
- ウ 上履のままでグラウンドや校地外に出ないようにしよう。
- エ 貴重品は各自で厳重に管理しよう。必要に応じて貴重品袋を活用し、HR担任に保管してもらおう。
- オ 所持品には必ず記名しておこう。
- カ 拾得物は速やかに係の先生に届け出よう。また遺失物・盗難等に気づいた場合には、速やかに担任または係の先生に届け出よう。
- キ 学校生活に不必要なものは持参しないようにしよう。
- ク 食堂を利用する場合は、「食堂売店の利用について」をよく守り規律正しく利用

しよう。

- ケ 部活終了時刻（18：20）を守り、用事の無い場合は速やかに帰宅するようしよう。
- コ 公共物は丁寧に取扱い、破損した場合は責任をとろう。
- サ 許可なくして火気の使用はしないようしよう。
- シ 自転車通学生は必ず学校の許可を受け、定められた場所に置き、必ず施錠しよう。
- ス スマートフォン等は学校敷地内では電源を切り使用はやめよう。
- セ 校内美化に努め、各自のゴミは持ち帰ろう。

5 校外生活

- ア 登下校時はもちろん、常に交通マナー、交通ルールをよく守り、公共心をもって行動しよう。
- ①不正乗車は絶対にしないようにしよう。
- ②公共交通機関を利用する場合は駅等や車内でのマナーを守り、他人に迷惑をかけないようにしよう。
- ③スマートフォン等を操作しながら歩かないようにしよう。
- ④いっぱいに広がって歩かないようにしよう。
- ⑤自転車通学者は、次の点に気をつけ安全運転を心がけよう。
 - 2人乗りをしないようにしよう。
 - 並進をしないようにしよう。
 - 傘差し運転をしないようにしよう。
 - スマートフォン等を操作したり、音楽を聴きながら運転をしないようにしよう。
 - 夜間には必ずライトをつけよう。
 - 側面反射材を付けよう。
 - ヘルメットを着用しよう。
- ⑥バイク・電動キックボードでの通学は許可しません。
- ⑦無断免許所得、無免許運転は絶対にしな

- いようにしよう。
- イ 登下校時は必ず制服を着用しよう。ただし、休日および長期休業中の部活動を除く。
- ウ 登下校時はもちろん、下校後の外出時にも必ず生徒証を携行しよう。
- エ 風紀上好ましくない場所等、禁止されている場所には出入りしないようにしよう。
- オ 夜間の外出（10月～4月は午後9時以降、5月～9月は午後10時以降）はやめよう。
- カ 外泊が必要な場合は、保護者の許可を得よう。
- キ 飲酒・喫煙は絶対にしない。
- ク 情報機器の情報提供サービスは、犯罪等に巻き込まれる危険性があるので利用方法を考えよう。

6 申請

以下の項目は必ず申請をする。

- 異装、下宿、自転車通学、運転免許証取得、校内掲示、学生割引証交付、アルバイト

7 諸規定とその取扱いについて

申請は所定の用紙に必要事項を記入し、下記の順に申請する。

生徒 → 担任 → 学年主任
→ 指導係

- ア 異装
やむを得ない事情により服装規程に合致しない場合に願い出る。
- イ 下宿
やむを得ない事情により、下宿が必要となる場合に願い出る。
環境条件が下記「下宿規程」に適した場合のみ許可する。（毎年更新）

※「下宿規程」

次の各項に該当する場合は、下宿を認めない。

- ① 異性の高校生が下宿している場合

- ② 風紀上、環境の好ましくない場合
- ③ 管理者の2週間以上にわたる不在が予想される場合
- ④ その他生活態度不良の生徒

ウ 自転車通学許可

自転車通学者(学校まで)は、「通学用自転車ステッカー」の交付を受けること。ステッカーを貼付していない自転車の使用者は通学許可を取り消す。

エ 運転免許取得・自動車学校通学

原則として認めない。自動車学校通学については3年次の1月中旬以降の特別学習期間に許可を得た者に限る。

オ 掲示許可

掲示物・ポスターを指導係へ持参し、許可印を押してもらい、所定の場所へ掲示する。

カ 学生割引証交付

旅行が許可された場合のみ交付する。

キ アルバイト許可

アルバイトは原則として認めない。ただし、特別な事由がある場合は、担任に相談し、事前に願い出て許可を得る。

<許可条件>

- ① 次に該当する生徒は、原則として許可しない。
- a 成績評定が2以下の教科・科目を有する生徒。
- b 生活指導上問題のある生徒。
- ② アルバイトの内容等
- a 接客業（ファーストフード店、居酒屋、その他酒類が扱われるところ）でないこと。
- b 勤務時間が午後6時以降に及ばないこと。
- c 肉体的に過重な労働内容や危険度の高い仕事でないこと。
- d 遠距離の通勤、住み込みを必要と

しないこと。

- e 原則、長期休業中とし、休業期間の半分以上を越えないこと。